

# 特 記 仕 様 書

## I. 工 事 概 要

1. 工 事 名 : 桜島港第四バス人道橋油圧シリンダー整備工事
2. 工事場所 : 鹿児島市桜島横山町 6 1 番地 4
3. 工 期 : 本工事の工期は令和 7 年 1 0 月 3 1 日までとする。
4. 主要部材

①人道橋フラップ昇降用油圧シリンダー 分解整備用部品 (パッキン類等)

②人道橋フラップ出入用油圧シリンダー 分解整備用部品 (パッキン類等)

## 5. 施 工 内 容

本工事は、桜島港第四バス人道橋の油圧シリンダーの分解整備をおこなうものである。  
現地での施工については、昼間施工を基本とするが、設備の停止による運転への影響を最小限とするよう  
に工程を組むこと

本工事の主な施工内容は下記のとおりとする。

1. シリンダー撤去工
2. シリンダー分解整備工
3. シリンダー据付工
4. 試運転調整工
5. その他、上記に関する諸工事

6. 鹿児島市建設工事請負契約書第 3 条に基づく部分使用 ( ) 印を付けたものを適用する

7. 鹿児島市建設工事請負契約書第 8 条に基づく指定部分 ( ) 印を付けたものを適用する

## II. 一 般 事 項 (番号に○印の付いたもの及び●印の付いたものを適用する)

- ① 本工事は、公共工事であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署その他への手続きは速やかに  
行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公共災害防止対策要綱及びその他関係法令を遵守し、災害及び事故の  
防止並びに環境の保全に努めること。
- ② 本工事の関連工事に従事する別契約の受注者とは、関連の工程・段取り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工  
すること。
- ③ 安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。
- ④ 本工事の施工に当たっては、地場産業育成の見地に立ってできる限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。  
また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。
- ⑤ 元請業者は、下請業者の施工能力の向上・雇用管理・労働安全管理等の措置に關し、必要な指導、助言その他の援助  
を行い、両者の合理的な関係の確立に努めること。
- ⑥ 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に  
送附なく（速くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は  
添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し  
提出すること。
- ⑦ 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事  
期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に提示するとともに、その写しを監督員に  
送附なく（速くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、  
その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。  
(1) 仕様及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務 (2) 土砂やコンクリート級等の運搬のみを行う業務  
(3) 工事現場の整備 (交通誘導を含む) を行う業務 (4) その他監督員が記載を指示した業務等
- ⑧ 本工事の施工業者は、建設業連合会共済制度の取組をふまえ、この制度の活用に努めること。
10. 建設業法第26条及び同施行令第27条に規定する監理技術者については、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受け  
たものを選任し、その工事現場の専任とするものとする。
11. 職業能力開発促進法の趣旨をふまえ、延べ面積3,000m<sup>2</sup>を超える工事には、技能士を常駐させるものとする。  
・ 配管施工 (配管工事) ・ 建築板金施工 (ダクト製作及び取付け)  
・ 熱熱線施工 (保温工事) ・ 冷凍空調調和機器施工 (冷凍空調機器の据付)
- ⑫ 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。  
13. 受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム (CORINS) に基づき、受注・変更  
完成・引正時に工事実績情報として「登録のための確認をお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約  
後10日以内 (土、日祝日等を除く) に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内 (土、日、祝日等を除く) に、完  
成時は工事完成後10日以内 (土、日、祝日等を除く) に (一) 附日本建設情報総合センターに登録しなければならない。  
また、登録完了後は、 (一) 附日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなけれ  
ばならない。なお、変更時と完成時の間が10日間を満たさない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
- ⑭ 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は  
は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。
- ⑮ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報  
告し、適切に対応すること。

【低入札価格調査に基づく措置】

低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。

## 16 施工体制の強化

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事 (以下「調査対象工事」という。 ) には、専任の主任技術者等を配置すること。
- (2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日所属する年度及びその前年度に実施した工事 (以下「次」のいずれか  
に該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で 1 人配置す  
ること。  
ア 65 未満の工事成績評定を通知された場合  
イ 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合  
ウ 品質管理・安全管理に關し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合  
エ 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合

## 17 監督体制の強化

- (1) 受注者は、施工体制台帳を提出しその内容についてのヒアリングを求められた時は、これに応じなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められた時はこれに応じ  
なければならない。

【工事施工】

- ⑮ 工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び通行人への危険防止に万全の  
注意を払うとともに、昼夜間を問わず、十分な安全対策を行い、事故の発生を期すること。また、工事現場周辺の周  
清、その他の公物を土砂やモルタル等の残材等で埋没させないよう注意すること。なお、埋没させた場合は、速  
やかに受注者の負担で復旧すること。

- ⑯ 本工事の施工現場の詰め所等においては、火気責任者を定め、火気の取り扱いには十分注意すること。  
(下請業者への指導を含む)

- ⑰ 本工事の施工に当たって、支障物件を発見し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡  
し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これに要する費用は受注者の負  
担とする。

【屋内に使用する材料等】

21. ホルムアルデヒドを発生する資材を使用する場合、居室内はF☆☆☆☆規格、居室へホルムアルデヒドが流入する恐  
れのある床下及び天井裏は、F☆☆☆☆規格以上にそれぞれ適合すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と  
協議し、承諾を得ること。  
※ 対象となる材料 木質建材 (合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF 等)、壁紙、  
ホルムアルデヒドを含む断熱材、保温材、接着剤、仕上り塗料等

注. ドアガラリ等により通風され、居室への流入が見込まれる天井裏等は、居室と一体化とみなす。

22. クロロビリホスを追加しないこと。クロロビリホスを追加した材料でないこと。

23. 塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性系のものとする。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く) だし、有機溶剤系

塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの放散が極力小さいものとする。

【契約不適合担保責任】

- ⑫ 契約不適合担保責任 (鹿児島市建設工事請負契約書第41条) の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合担保責  
任期間が満了前に、受注者の負担で、契約不適合担保責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合担保  
責任検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指定する方法により速やかに契約不適合担保責任検査の実施日及び報告  
書提出日を回答したうえで、契約不適合担保責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の遅完方法は発  
注者と協議のうえ、実施すること。

【火災保険等】

- ⑬ 請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券またはこれに代わるもの (保険証券等) の写しを直ちに監督員に  
提出すること。保証期間は工期後満21日間 (24時まで) とする。  
・ 火災保険等 (工事目的物及び工事材料 (支給材料を含む) 等) に生じる損害を補償)

- ⑭ 請負業者賠償責任保険 (工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補償)  
保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が  
確認できるものであること。

【法定外労災保険の付保等について】

法定外の労災保険の付保

- ⑮ 本工事において、受注者は法定外保険の労災保険に付さなければならない。  
なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの (保険証券等) の写しを直ちに監督員に提  
出すること。保険期間は工期後満21日間 (24時まで) とする。

- ⑯ 墜落制止用器具の使用について  
高さか2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作  
業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。

【前払金・中間前払金】

- ⑰ 前払金 ※請求することができる ・ 令和7年度中に請求すること

【中間前払金】

- (1) 請負代金額が100万円以上で年度内に完成する工事は、契約時において中間前払金が部分払のいずれかを選択す  
ること。なお、契約に当たり部分払を選択した場合には、中間前払金は行わない。
- (2) 中間前払金を受け取るための要件 (全て満たすこと)。  
(1) 請負代金額の10分の4の前払金がなされていること。  
(2) 工期の2分の1を経過していること。  
(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべき当該工事に係る作業が行われていること。  
(4) 既に実行された当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

【中間前払金の割合について】

請負代金の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の額の10分の6  
を超えないものとする。

【営繕工事における選定2日試行工事について】

- ⑱ 営繕工事における選定2日試行工事について  
(1) 本工事は、営繕工事における選定2日試行工事の対象である。  
(2) 試行に当たっては、「営繕工事における選定2日試行工事実施要領 (令和6年6月7日施行) (以下、「実施要領」  
という。 ) 」に基づき行うものとする。  
(3) 実施要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。

【桜島地区の工事について】

31. 本工事は、「桜島地域営繕工事における選別算出等取扱要領」に基づき対応を行う。  
「桜島地域営繕工事における選別算出等取扱要領」は鹿児島市ホームページから入手できる。

【路上工事の一時中止について】

32. 「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、下記の期間は路上の工事を原則一時中止するものとする。  
・ 令和7年4月25日 (金) 22時 から 令和7年5月7日 (水) 9時 事由: コールデンウィーク  
・ 令和7年8月8日 (金) 22時 から 令和7年8月18日 (月) 9時 事由: お盆  
・ 令和7年12月26日 (金) 22時 から 令和8年1月5日 (月) 9時 事由: 年末年始  
なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。  
【街区基準点等について】

- ⑳ 街区基準点等付近での工事等については、街区基準点等の丢失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市市土調査機構等管理  
保全要綱」に使い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。  
㉑ 工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても丢失、き損してはな  
らない。工事の支障となる場合は、監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。

- 【暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置】  
㉒ 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害 (以下「不当介入」という。 ) を受けた場合は、断固としてこれを拒否す  
るとともに、その旨を速速な発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたこと  
により工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

【環境基本計画】

- ㉓ 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行性復旧ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、  
ルートの設定等の対策を講じること。  
㉔ 本工事に使用する建設機械については、原則として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条  
第1項に基づく「環境物品等調達方針」に適合するものを使用すること。  
㉕ 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」  
第10条第1項に基づく「環境物品等調達方針」適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境フ  
レンドリー製品を使用すること。

- ㉖ 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、  
可能な限り、両面印刷とすること。

- ㉗ 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を撤出しやすいような分別  
ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。

【低騒音型建設機械の使用の原則化】

- ㉘ 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」 (昭和62年3月30日建設省経産発第58号) に基づき「低騒音型  
低振動型建設機械の指定に関する規程」 (平成9年建設省告示第1536号) により指定された低騒音型建設機械の使用を  
原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真写しを添付すること。  
【現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合】

- ㉙ 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが以下のいずれかの要件を満たす場合には、  
工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものと取り扱ふこと  
とする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要性、現場保全の義務 (現場の巡回等) がある  
ため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間  
また、同一工区内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、  
同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残ってい  
るなど、工事現場において作業等が行われない期間

⑳ 発注者への報告

前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と業務することを可能とする  
が、「工事打合せ」等により、工事現場において作業等が行われない期間を明確にしておくこと。

【現場代理人の兼任】

## ㉑ 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事  
務に関する一切の事項 (請負代金の変更、契約の解除等を除く。 ) を処理する受注者の代理人であるが、次の (1) から (5)  
の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の業  
務を認めるとする。

なお、専任の主任 (監理) 技術者と現場代理人を業務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と  
兼任が認められた工事については、 (2)、 (4)、 (5) の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負代金額の合計が4,500万円未満であること。
- (2) 発注者は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (3) 兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、  
現場管理等に当たること。

⑳ 手続

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任 (変更) 申請書 (別紙1) を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現  
場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。  
なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

- ㉒ 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者  
に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。  
【監理技術者等の途中交代】

- ㉓ 監理技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真に  
やむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。  
(1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。  
(2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地工事の現場が移行する時点。  
(3) ゲーム、トンネル等大規模な工事等で1つの契約工期が多年に及ぶ場合。

- ㉔ 上記の場合にあっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ  
途中交代が可能となる。  
【監理技術者等の途中交代の試行について】

- ㉕ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。  
(1) 工程上一定の区切りと認められる時点とは品質管理・出来形管理に必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、  
仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。  
(2) 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能  
となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者とする。  
【施工体制台帳等への協力】

- ㉖ 請負代金額が4,500万円 (建築一式工事は9,000万円) 以上の工事においては、「鹿児島市施工体制台帳要領」に  
基づく点検を、また請負代金額が4,500万円 (建築一式工事は9,000万円) 未満の建設工事の下請し契約を締結した  
工事においては関係者の組外における「一括下請負に関する確認」を実施するもの受注者はこれに協力すること。

【ダンプトラック等による過積載等の防止について】

- ㉗ 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ㉘ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ㉙ 資材等の過積載防止のため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害さないようにすること。  
㉚ さし枠の装荷又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入リすることがないようにすること。  
㉛ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」 (以下「法」という) の目的に鑑み、法  
第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。  
㉜ 当該契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關しダ  
ンプトラック等によって悪質な重大な事故が発生させたものを排除すること。  
㉝ 51項から56項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

【電子納品について】

## ㉞ 電子納品

- ㉞ 本工事は電子納品試行対象工事とし、市HPに掲載する「鹿児島市電子納品運用ガイドライン」 (案) 【建築・設備編】  
に定める基準に基づいて作成した電子成果品を納品すること。
- ㉟ 電子納品レベル及び品成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとし、作成した電子成果品  
は電子媒体 (CD-R又はDVD-R) で正本1部、副本1部の計2部提出すること。  
ただし、事前協議により電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。

【架空線の防護措置について】

- ㉟ 架空線の防護措置における防護管設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置の  
必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。

【公共工事における現場一斉閉鎖の実施について】

- ㊱ 受注者は、公共工事における現場一斉閉鎖の実施に協力するものとする。なお、現場閉鎖の実施への協力は、受注  
者の判断によるもの (任意) とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホーム  
ページに本取組みの内容を掲載しているのを確認のこと。

【建設副産物・産業廃棄物等】

- ㊲ 本工事で発生する建設副産物については、再生資源の活用を行うことを原則とし、「廃棄物の処理及び清掃に關する  
法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」 (リサイクル法)、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「鹿児島市  
建設局における再生資源活用工事実施要領 (鹿児島市)」を遵守するとともに、マニフェストシステムにより適正処理  
を行うこと。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、契約書の写しを監督員に提出すること。

- ㊳ 本工事の施工により産業廃棄物が発生する場合、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) はE票の写し及び給付表を工事  
完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で、最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない  
場合は、A票、B票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。  
ただしこの場合においても最終処分が完了し、E票が処分業者より返送された次第直ちに同票の写しを提出すること。  
またマニフェストの場合は、受取確認表の写しを添付すること。
- ㊴ 建設副産物のうち、コンクリート屑及びアスファルト屑は再生資源化するとし、これ以外のものについての指定区分  
は投棄処分とする。
- ㊵ 再生資源化施設は、最寄りの許可を受けた施設とする。
- ㊶ 再生資材として有効利用出来ない建設廃材は、最寄りの許可を受けた最終処分場へ搬出する。
- ㊷ 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。  
ア 受入れ場所:  
イ 受入れ時間帯:  
ウ 仮置き等:

- ㊸ 再生資源利用促進計画書を提出すること。
- ㊹ 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- ㊺ 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督員と協議の上、その指示によること。  
7. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示 (デジタル  
サイネージによる掲示も可) して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するものとする。  
また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。ただし、再生資源利用計画書  
については、土砂のみで工事500m<sup>3</sup>未満の場合は、現場掲示は不要とする。

- ㊻ 建設廃棄物の処理に起因する災害及び苦情については、受注者の負担において処理すること。

- ㊼ 産業廃棄物より発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税  
されるので適正に処理すること。

- ㊽ 産業廃棄物の収集又は運搬の際、産業廃棄物収集運搬業者に委託せず自己運搬する場合、運搬車の車体の両側面に  
(1) 5cm以上の文字で「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」及び  
3cm以上の文字で「排出事業者名」を表示  
(2) 「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であること」を証する書面」の備え付け  
を行うこと。なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、「廃棄物の処理及び清  
掃に関する法律施行規則」に基づく別途、表示規定によること。  
処分場または再生資源施設への搬入状況を撮影し、工事写真帳に入れること。

## III. 工 事 仕 様

### 1. 共通仕様

- (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の  
公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版、  
公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版、及び  
公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 令和4年版による。
- (2) 電気設備及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備及び建築工事は、それぞれの工事標準仕様書を適用する。
- (3) 施工基準 鹿児島市給水・下水道条例及び施行規程、鹿児島市水道局給水装置・排水設備工事施行基準、  
市福祉環境整備指針、鹿児島市機械設備工事各種要領、その他、関連法規及びガス供給会社の  
供給規定に基づき施工する。

### 2. 特記仕様

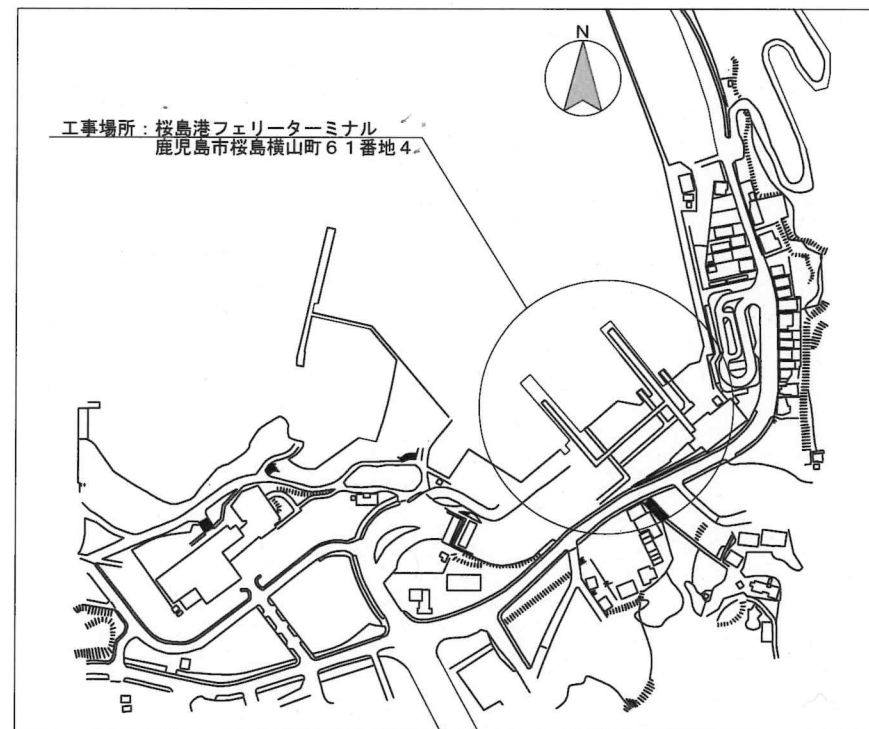
- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

| 章             | 項 | 目                                                                           | 特 記 事 項                                                                                                             |
|---------------|---|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ● 一 般 共 通 事 項 | ① | ① 機材等                                                                       | (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (以下「グリーン購入法」) に定め<br>るところにより環境負荷の低減に努めること。また屋内で使用する材料は、揮発性有機<br>化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 |
|               |   | (2) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、同等のものとする。<br>ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受けること。 |                                                                                                                     |
|               |   | (3) 使用する機材のうち、飲用に供する水が接触する可能性のある給水・給湯管及び同用<br>具は鉛自由性能基準適合品であること。            |                                                                                                                     |
|               |   | の工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。<br>本工事で設置する。                       |                                                                                                                     |
| ②             | 3 | ② 監督員事務所                                                                    | (1) 本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。                                                                               |
|               |   | 4                                                                           | (2) 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。                                                                                        |
|               |   | 快適トイレ                                                                       | (3) 快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定<br>について (令和3年7月26日付け鹿児島市建設局通知)」に基づき行うものとする。                              |
|               |   | の試行について                                                                     |                                                                                                                     |

|    |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 足場、さん積類  | (4) 「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について (令和3年7月26日<br>付け鹿児島市建設局通知)」は鹿児島市ホームページから入手できる。<br>・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。<br>・ 構内敷きなし ・ 構内た積み ・ 構外搬出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6  | 残土処分     | 構内 ( ・ 根切り土の中の良質土 ・ 購入シラス土に置き換え )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7  | 埋め戻し土、盛土 | 公道 ( ・ 根切り土の中の良質土 ・ 購入シラス土に置き換え )<br>その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ⑧  | 工事写真     | ① 「鹿児島市機械設備工事写真管理要領」及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修<br>営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 (令和5年<br>版) 」による。<br>・ 上記写真に加え、実績報告用写真として着工前と完成時 (出来高時) を監督員へ2部<br>提出 (両面印刷) すること。<br>監督員と協議のうえ、機器等の取り扱い及び重要な定期点検項目等を書いたアクリル樹<br>脂製の案内板を製作し、指示する箇所に貼付ける。<br>プラスチック板 (白地) に文字を彫り込み、ナイロン製結束バンド (インシュロック) 等サビ<br>にくい材質のものを取り付ける。<br>下記項目の総合調整を行い、測定表を監督員に提出する。<br>・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定<br>・ 室内空気及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ その他 ( )<br>標準仕様書第2編によるほか下記による。<br>(1) 屋外露出、暗渠及びビット内に使用する吊りボルト及び支持バンドは、ステンレス製<br>とし、その他は亜鉛めっき鋼板とする。なお、冷温水管の支持バンドは、断熱支持材<br>(合成樹脂製) を使用する。<br>(2) 屋外露出、暗渠及びビット内に使用する山形鋼及びボルト類は、ステンレス製又は溶<br>融亜鉛めっき仕上りとし、屋外露出は、一般構造用圧延鋼材に錆止めの上指定色塗装、<br>パイプファット内は、一般構造用圧延鋼材に錆止めとする。<br>(3) 配管及びダクトの由路は、標準仕様書第2編の支持間隔に係らず支持する。<br>(4) 外壁取り付けの立管は、支持間隔2m以下で固定する。 |
| 13 | はつり      | 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、必要に応じて配筋調査等を行い、<br>ダイヤモンドカッターを用いる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 14 | 保温       | 標準仕様書第2編による。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 15 | 削割及び振作盤  | 製造所名及び施工業者名を容易に消えない方法で記載した銘板を、扉材は扉裏面に、扉<br>なしは全面板の見えがかりのよい位置に取り付ける。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑬  | 塗装及び防錆   | 標準仕様書第2編によるほか下記による。<br>(1) 屋内及び屋外露出部で塩化ビニル管 (カラーパイプを除く) 使用時の排水管、通気<br>管、排気管及びビニル製付属品等は、塩化ビニル系エナメル2回塗りとする。<br>(2) 鋼鉄製マンホール蓋、各種ボックス用鋼鉄製蓋、その他の鋼鉄製品は、タールエポ<br>キシ塗りとする。<br>(3) 浄化槽、グリーストラップなどの鋼板製蓋は、溶融亜鉛めっきとする。<br>(4) 亜鉛めっき鋼管、ラインング鋼管などのネジ山部分は、その他サビでる恐れのある<br>部分は、全て高濃度亜鉛めっき (参考品名: ローパル) でサビの防止処置をする。<br>標準仕様書第2編による。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑰  | 試験       | (1) 標準仕様書第1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



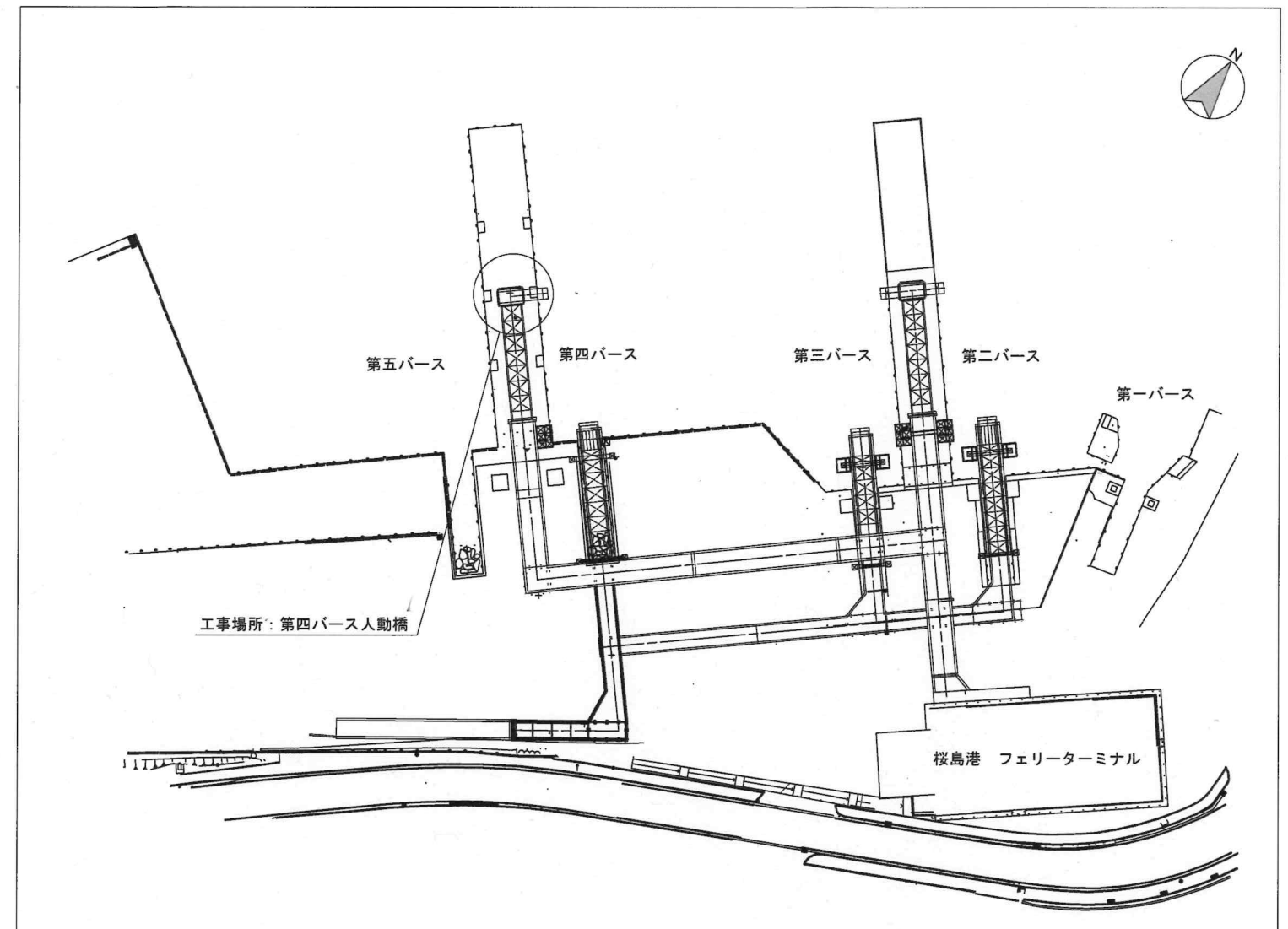




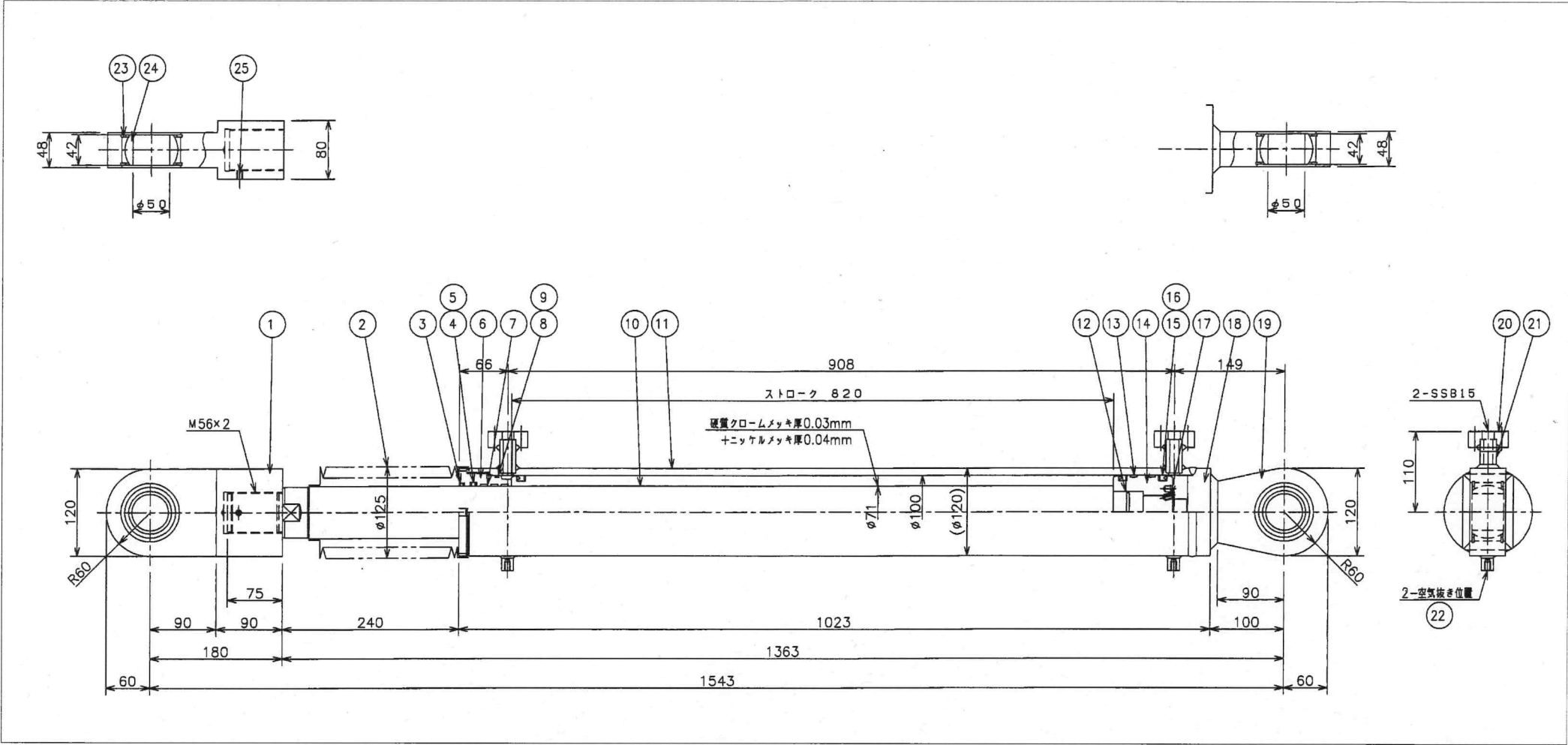
付近見取図

<特記事項>

1. 本工事着工前に現地調査を十分行い、施工要領を把握した上で施工計画書及び工程表を作成し、監督員及び各関係機関の担当者の承諾を得た後、工事に着手のこと。
2. 工事期間中は安全作業に努めると共に火気にも十分注意して作業すること。
3. 工事期間中は粉塵等の発生にも十分留意し、養生を確実にを行い作業すること。
4. 工事期間中に休日及び時間外作業をする場合、事前に担当者に連絡し承諾を得た後作業すること。
5. 工事期間中は施設運営に影響が出ないよう作業を行うこと。
6. 工事に伴い施設を停止する期間が最短となるよう工程を作成し、施設運営への影響を最小限とすること。



配置図

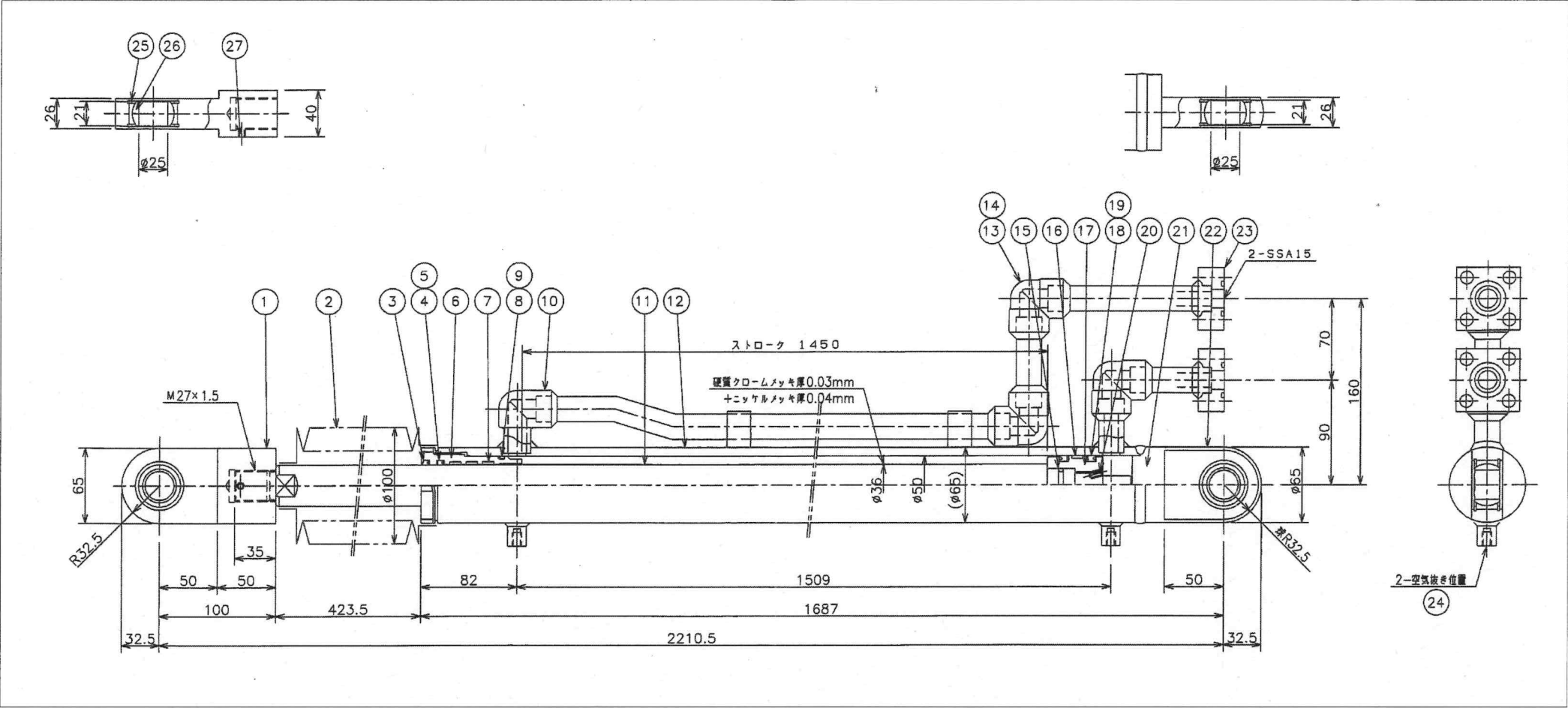


人道橋フラップ昇降用油圧シリンダー詳細図

| 部品表 |           |           |    |                |    |           |            |    |           |
|-----|-----------|-----------|----|----------------|----|-----------|------------|----|-----------|
| 番号  | 品名        | 材質        | 個数 | 備考             | 番号 | 品名        | 材質         | 個数 | 備考        |
| 1   | 先端金具      | SS400     | 1  |                | 16 | バックアップリング | テフロン       | 2  | SKY85     |
| 2   | ジャバラ      | ナイロンターボリン | 1  | ファスナー付         | 17 | 六角穴付き止めネジ | SCM435-QT  | 1  |           |
| 3   | ダストワイパー   | ニトリルゴム    | 1  | SDR71          | 18 | ヘッドカバー    | SS400      | 1  |           |
| 4   | Uパッキン     | ニトリルゴム    | 1  | SKY71          | 19 | CA金具      | SS400      | 1  |           |
| 5   | バックアップリング | テフロン      | 1  | SKY71          | 20 | 管フランジ     | SUS304     | 2  | SSB15     |
| 6   | ロッドカバー    | SS40      | 1  |                | 21 | パイプ       | SUS304-TPS | 2  |           |
| 7   | ウエアリング    | オルcott    | 3  | GR6900710-C380 | 22 | 空気抜き      | ASSY       | 2  |           |
| 8   | Oリング      | ニトリルゴム    | 1  | 1B-G95         | 23 | C形止め輪     | 市販品        | 4  | RTW-80    |
| 9   | バックアップリング | テフロン      | 1  | G95            | 24 | 球面軸受      | 市販品        | 2  | SA4-50B相当 |
| 10  | ピストンロッド   | S45C      | 1  |                | 25 | 六角穴付き止めネジ | SCM435-QT  | 1  |           |
| 11  | シリンダチューブ  | STKM13C   | 1  |                |    |           |            |    |           |
| 12  | Oリング      | ニトリルゴム    | 1  | 1B-G50         |    |           |            |    |           |
| 13  | ウエアリング    | オルcott    | 2  | GP6901000-C380 |    |           |            |    |           |
| 14  | ピストン      | SS400     | 1  |                |    |           |            |    |           |
| 15  | Uパッキン     | ニトリルゴム    | 2  | MLP100         |    |           |            |    |           |

○: 交換部品を示す

| 機器仕様     |                    |
|----------|--------------------|
| メーカー     | TAIYO              |
| 型式       | DHZ 1CA100A140N820 |
| シリンダ内径   | 100mm              |
| ピストンロッド径 | 71mm               |
| ストローク    | 820mm              |
| 最高使用圧力   | 14MPa              |
| 耐圧力      | 21MPa              |
| ピストン速度   | 42mm/s             |
| 取付方向     | 傾斜(ロッド下)           |
| 作動流体     | 一般鉱物性作動油           |
| 塗装色      | マンセル10YR9/0.5      |



人道橋フラップ出入用油圧シリンダー詳細図

| 部 品 表 |           |            |   |                | 番号 | 品 名       | 材 質       | 個 数 | 備 考            |
|-------|-----------|------------|---|----------------|----|-----------|-----------|-----|----------------|
| 1     | 先端金具      | SS400      | 1 |                | 16 | ウエアリング    | オルコット     | 2   | GP6900500-C380 |
| 2     | ジャバラ      | ナイロンターポリン  | 1 | ファスナー付         | 17 | ピストン      | SS400     | 1   |                |
| 3     | ダストワイパー   | ニトリルゴム     | 1 | SDR36          | 18 | Uパッキン     | ニトリルゴム    | 2   | MLP50          |
| 4     | Uパッキン     | ニトリルゴム     | 1 | SKY36          | 19 | バックアップリング | テフロン      | 2   | SKY40          |
| 5     | バックアップリング | テフロン       | 1 | SKY36          | 20 | 六角穴付き止めネジ | SCM435-QT | 1   |                |
| 6     | ロッドカバー    | SS40       | 1 |                | 21 | ヘッドカバー    | SS400     | 1   |                |
| 7     | ウエアリング    | オルコット      | 3 | GR6900360-C380 | 22 | CA金具      | SS400     | 1   |                |
| 8     | Oリング      | ニトリルゴム     | 1 | 1B-G45         | 23 | 管フランジ     | SUS304    | 2   | SSA15          |
| 9     | バックアップリング | テフロン       | 1 | G45            | 24 | 空気抜き      | ASSY      | 2   |                |
| 10    | 特殊エルボ     | SUS304     | 1 |                | 25 | C形止め輪     | 市販品       | 4   | RTW-42         |
| 11    | ピストンロッド   | S45C       | 1 |                | 26 | 球面軸受      | 市販品       | 2   | SA4-25B相当      |
| 12    | シリンダチューブ  | STKM13C    | 1 |                | 27 | 六角穴付き止めネジ | SCM435-QT | 1   |                |
| 13    | エルボ       | SUS304     | 3 |                |    |           |           |     |                |
| 14    | パイプ       | SUS304-TPS | 5 |                |    |           |           |     |                |
| 15    | Oリング      | ニトリルゴム     | 1 | 1B-P22A        |    |           |           |     |                |

○: 交換部品を示す

| 機器仕様     |                    |
|----------|--------------------|
| メーカー     | TAIYO              |
| 型式       | DHZ 1CA50A140N1450 |
| シリンダ内径   | 50mm               |
| ピストンロッド径 | 36mm               |
| ストローク    | 1450mm             |
| 最高使用圧力   | 14MPa              |
| 耐圧力      | 21MPa              |
| ピストン速度   | 67mm/s             |
| 取付方向     | 水平                 |
| 作動流体     | 一般鉱物性作動油           |
| 塗装色      | マンセル10YR9/0.5      |